

平成28年7月15日
 (株)住宅新報社 書籍編集部 出版・企画グループ
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

労働者災害補償保険法		
ページ・位置	改正前	改正後
P220 (2)支給額 表中2箇所	104,570円	104,950円
P220 (2)支給額 表中3箇所	56,790円	57,030円
P220 (2)支給額 表の下の※の記載1,2行目	104,570円が52,290円、56,790円が28,400円となります。	104,950円が52,480円、57,030円が28,520円となります。
P242 10 保険給付に関する届出等 一番下の参考3行目	●受給権者の氏名及び住所に変更があった場合	●受給権者の氏名、住所及び個人番号に変更があった場合 並びに新たに個人番号の通知を受けた場合
P246 13 社会保険との調整 表中 傷病(補償)年金・休業(補償)給付/厚生年金保険の欄	障害厚生年金 0.86	障害厚生年金 0.88
P263 (1)保険給付に関する不服申立て 解説します 上2行目	起算して60日以内に、	起算して 3カ月を経過したときは、することができません。審査請求は、
P263 (1)保険給付に関する不服申立て 解説します 上4行目	起算して60日以内に、	起算して 2カ月を経過したときは、することができません。再審査請求は、
P263 (1)保険給付に関する不服申立て 図を右に差し替え	<pre> graph LR A[保険給付] --> B[審査請求] B --> C[労働者災害補償保険審査官] C --> D[再審査請求] C --> E[訴えの提起] D --> F[労働保険審査会] E --> G[裁判所] </pre>	
P263 (1)保険給付に関する不服申立て !注意 下1,2行目	当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。	労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができます。

P264 (2)不服申立ての前 置 上1,2行目	当該処分についての再審査請求に対する 労働保険審査会の裁決を経た後でなけれ ば、提起することができません。	当該処分についての 審査請求 に対する 労働者災害補償審査官の決定 を経た後でな ければ、提起することができません。
P264 (2)不服申立ての前 置 上3~7行目	ただし、次の①又は②のいずれかに～（中略）～正当な理由があるとき 上記の記述を削除	
P264 (3)保険給付以外の 処分についての不服申立 て 参照法令	(法41条、行審法3条ほか)	(行審法2条ほか)
P264 (3)保険給付以外の 処分についての不服申立 て 上1~8行目	保険給付以外の処分について～（中略）～審査請求をすることができます。 上記の記述を削除	
P264 (3)保険給付以外の 処分についての不服申立 て 図	図を削除	
P264 (3)保険給付以外の 処分についての不服申立 て 参考 を右と差し替え	参考 「保険給付に関する決定」以外の処分（事業主からの費用徴収に関する処 分、特別加入の承認に関する処分等）について不服のある者は、行政不服 審査法に基づき、厚生労働大臣に対して審査請求を行うか、あるいは審査 請求をせずに直接処分の取消の訴えを提起することができます。	
雇用保険法		
P284 ③その他の届出 参照法令	(則12条の2、13条1項、14条1項)	(則12条の2、13条1項、14条1項、14 条の2)
P284 ③その他の届出 表の一番下に右を追加	個人番号 変更届	個人番号が変更されたとき 速やかに
P352 3)支給申請 下1行目	所轄公共職業安定所長に提出しなければ なりません。	、事業主を経由して所轄公共職業安定所長 に提出しなければなりません。
P352 3)支給申請 参考 の下の①を右と差し 替え	㊦ やむを得ない理由のため事業主を経由して申請書の提出を行うことが困難である ときは、事業主を経由しないで提出を行うことができます。 ⇒高年齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金の支給申請についても同 様です。	
P354 4)支給手続 上2,3行目	所轄公共職業安定所長に提出	事業主を経由して所轄公共職業安定所長 に提出
P358 【雇用保険被保険者 休業開始時賃金証明書】 参照法令	(則14条の2)	(則14条の3)
P358 【雇用保険被保険者 休業開始時賃金証明書】 上1,2行目	原則として、休業を開始した日の翌日から 起算して10日以内に、	育児休業給付受給資格確認票・(初回)育 児休業給付金支給申請書又は介護休業給 付金支給申請書の提出をする日までに、
P358 【雇用保険被保険者 休業開始時賃金証明書】 参考	削除	
P358 (3)支給申請 上4行目	所轄公共職業安定所長に提出	事業主を経由して所轄公共職業安定所長 に提出
P361 (3)支給申請 上3行目	所轄公共職業安定所長に提出	事業主を経由して所轄公共職業安定所長 に提出
P362 ㊦雇用安定事業 ③の下に右を追加	④ 高年齢者雇用安定法の規定により厚生労働大臣の同意を得た地域高年齢者就業機 会確保計画に係る国が実施する高年齢者の雇用に資する事業のうち雇用の安定に係 るものを行うこと (上記④の追加に伴い既存の④を⑤へ、⑤を⑥に変更)	

<p>P364 ②能力開発事業 ⑥の下に右を追加</p>	<p>⑦ 高年齢者雇用安定法の規定により厚生労働大臣の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画に係る国が実施する高年齢者の雇用に資する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと (上記⑦の追加に伴い既存の⑦を⑧に変更)</p>	
<p>P367 ①不服申立て 図を右に差し替え</p>		
<p>P367 (1)不服申立て 上の㊸一つ目の● 上1,2行目</p>	<p>60日以内に、文書又は口頭で行うことができます。</p>	<p>3カ月を経過したときは、することができません。 審査請求は、文書又は口頭で行うことができます。</p>
<p>P367 (1)不服申立て 上の㊸二つ目の● 上2行目</p>	<p>60日以内に、文書で行わなければなりません。</p>	<p>2カ月を経過したときは、することができません。 再審査請求は、文書で行わなければなりません。</p>
<p>P367 (1)不服申立て 上の㊸三つ目の● 上2,3行目</p>	<p>当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。</p>	<p>雇用保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができます。</p>
<p>P368 (3)不服申立てと訴訟との関係 上1,2行目</p>	<p>(1)に掲げる処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができません。</p>	<p>(1)に掲げる処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができません。</p>
<p>P368 (3)不服申立てと訴訟との関係 上2～7行目</p>	<p>ただし、次の①又は②の～(中略)～正当な理由があるとき 上記の記述を削除</p>	
<p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律</p>		
<p>P396 ⑥雇用保険率 上1～5行目</p>	<p>雇用保険率は、原則として1000分の17.5(農林水産の事業及び清酒製造の事業は1000分の19.5、建設の事業は1000分の20.5)とされています。 ただし、平成27年度においては、失業等給付に係る雇用保険率の弾力的変更の規定が適用されるため、実際の雇用保険率は、それぞれ1000分の13.5、1000分の15.5、1000分の16.5とされています(平27.2.12厚労告20号)。</p>	<p>雇用保険率は、原則として1000分の15.5(農林水産の事業及び清酒製造の事業は1000分の17.5、建設の事業は1000分の18.5)とされています。 ただし、平成28年度においては、失業等給付に係る雇用保険率の弾力的変更の規定及び雇用安定事業等に係る雇用保険率の弾力的変更の規定が適用されるため、実際の雇用保険率は、それぞれ1000分の11、1000分の13、1000分の14とされています(平28.4.1厚労告187号)。</p>

P396 ⑥雇用保険率 表中 一般の事業の欄	1000 分の 17.5	1000 分の 15.5
	1000 分の 13.5~21.5	1000 分の 11.5~19.5
	1000 分の 13~21	1000 分の 11~19
	1000 分の 13.5	1000 分の 11
P396 ⑥雇用保険率 表中 農林水産の事業 清酒製造の事業の欄	1000 分の 19.5	1000 分の 17.5
	1000 分の 15.5~23.5	1000 分の 13.5~21.5
	1000 分の 15~23	1000 分の 13~21
	1000 分の 15.5	1000 分の 13
P396 ⑥雇用保険率 表中 建設の事業の欄	1000 分の 20.5	1000 分の 18.5
	1000 分の 16.5~24.5	1000 分の 14.5~22.5
	1000 分の 16~24	1000 分の 14~22
	1000 分の 16.5	1000 分の 14
P396 ⑥雇用保険率 表中 左欄	平成 27 年度	平成 28 年度
P396 ⑥雇用保険率 !注意 上 2,3 行目	(1000 分の 13.5) とします	(1000 分の 11) とします
P404 【概算保険料の計算 例】 年度を修正	平成 27 年	平成 28 年
	平成 26 年	平成 27 年
P404 【概算保険料の計算 例】 ②2 行目	雇用保険率：1000 分の 13.5	雇用保険率：1000 分の 11
P404 【概算保険料の計算 例】 《計算方法》 上 5 行目	×1000 分の 13.5	×1000 分の 11
P404 【概算保険料の計算 例】 《計算方法》 上 6,7 行目	=10 万円+40 万 5,000 円=50 万 5,000 円 概算保険料額：「50 万 5,000 円」	=10 万円+ 33 万円= 43 万円 概算保険料額：「43 万円」
P436 ⑦労働保険料の負 担 表中	雇用保険率 (平成 27 年度)	雇用保険率 (平成 28 年度)
P436 ⑦労働保険料の負 担 表中 一般の事業の欄	(雇用保険率) 1000 分の 13.5	(雇用保険率) 1000 分の 11
	(被保険者負担) 1000 分の 5	(被保険者負担) 1000 分の 4
	(事業主負担：二事業率以外) 1000 分の 5	(事業主負担：二事業率以外) 1000 分の 4
	(事業主負担：二事業率) 1000 分の 3.5	(事業主負担：二事業率) 1000 分の 3
P436 ⑦労働保険料の負 担 表中 農林水産の事業 清酒製造の事業の欄	(雇用保険率) 1000 分の 15.5	(雇用保険率) 1000 分の 13
	(被保険者負担) 1000 分の 6	(被保険者負担) 1000 分の 5
	(事業主負担：二事業率以外) 1000 分の 6	(事業主負担：二事業率以外) 1000 分の 5
	(事業主負担：二事業率) 1000 分の 3.5	(事業主負担：二事業率) 1000 分の 3

P436 <input type="checkbox"/> 労働保険料の負担 表中 建設の事業の欄	(雇用保険率) 1000 分の 16.5	(雇用保険率) 1000 分の 14														
	(被保険者負担) 1000 分の 6	(被保険者負担) 1000 分の 5														
	(事業主負担：二事業率以外) 1000 分の 6	(事業主負担：二事業率以外) 1000 分の 5														
	(事業主負担：二事業率) 1000 分の 4.5	(事業主負担：二事業率) 1000 分の 4														
P444 <input type="checkbox"/> 不服申立て 上 1～3 行目	徴収法では、不服申立てに関する特別な審査機関を設けていないことから、その処分についての不服は、行政不服審査法に基づき処分庁に対する異議申立て、又は処分庁の上級行政庁に対する審査請求を方法により行われます。	徴収法では、不服申立てに関する 規定 を設けていないことから、その処分についての不服は、行政不服審査法に基づき処分庁の上級行政庁（ 厚生労働大臣 ）に対する審査請求を方法により行われます。 なお、審査請求をすることなく、処分取消しの訴えを提起することもできます。														
P444、445 <input type="checkbox"/> 不服申立て (1)不服申立て及び(2)不服申立てと訴訟との関係	(1) 及び (2) の記述をすべて削除 ※P445 の図も含む															
労務管理その他の労働に関する一般常識																
P481 【労働者派遣事業の平成 25 年度事業報告の集計結果】 表を右と差し替え	<p style="text-align: center;">【労働者派遣事業の平成 26 年度事業報告の集計結果】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">派遣労働者数</td> <td style="text-align: right;">約 263 万人 (対前年度比 4.6%増)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常用換算派遣労働者数</td> <td style="text-align: right;">約 127 万人 (対前年度比 0.8%増)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般労働者派遣事業</td> <td>常時雇用労働者</td> <td style="text-align: right;">551,676 人 (対前年度比 5.4%増)</td> </tr> <tr> <td>登録者</td> <td style="text-align: right;">1,799,187 万人 (対前年度比 4.8%増)</td> </tr> <tr> <td>特定労働者派遣事業</td> <td>常時雇用労働者</td> <td style="text-align: right;">279,462 万人 (対前年度比 1.4%増)</td> </tr> </table>		派遣労働者数		約 263 万人 (対前年度比 4.6%増)	常用換算派遣労働者数		約 127 万人 (対前年度比 0.8%増)	一般労働者派遣事業	常時雇用労働者	551,676 人 (対前年度比 5.4%増)	登録者	1,799,187 万人 (対前年度比 4.8%増)	特定労働者派遣事業	常時雇用労働者	279,462 万人 (対前年度比 1.4%増)
派遣労働者数		約 263 万人 (対前年度比 4.6%増)														
常用換算派遣労働者数		約 127 万人 (対前年度比 0.8%増)														
一般労働者派遣事業	常時雇用労働者	551,676 人 (対前年度比 5.4%増)														
	登録者	1,799,187 万人 (対前年度比 4.8%増)														
特定労働者派遣事業	常時雇用労働者	279,462 万人 (対前年度比 1.4%増)														
P484 (10)中 ㊸4 行目	(法 17 条の 2)	(法 18 条)														
P485 (12)の参照法令	(法 18 条)	(法 19 条)														
P485 (13)の参照法令	(法 18 条の 2)	(法 20 条)														
P485 (14)の参照法令	(法 19 条)	(法 21 条)														
P485 (15)の参照法令	(法 20 条)	(法 22 条)														
P486 (16)シルバー人材センターの指定 の上に右を追加	<p>(16) 協議会 (法 35 条)</p> <p>地方公共団体、関係機関、シルバー人材センター、事業主団体、高年齢者の就業に関連する業務に従事する者その他の関係者は、高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する地域の課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域高年齢者就業機会確保計画に関し必要な事項その他地域の实情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保の方策について協議を行うための協議会を組織することができます。</p> <p>㊸ 地方公共団体は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、地域の实情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画（「地域高年齢者就業機会確保計画」といいます）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができます。</p> <p>⇒ 政府は、同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画に規定する「国が実施する高年齢者の雇用の安定に資する事業」について、雇用保険の雇用安定事業又は能力開発事業として行います。</p> <p>(上記の記述の追加により既存の (16) を (17) に、(17) を(18)に変更)</p>															

P486 (16)シルバー人材センターの指定の参照法令	(法 41 条)	(法 37 条)			
P486 (16)シルバー人材センターの指定 解説します下 1 行目	(法 42 条 1 項)	(法 38 条 1 項)			
P486 (16)シルバー人材センターの指定 ㊦下 1 行目	(法 42 条 2 項・5 項)	(法 38 条 2 項・5 項)			
P486 (16)シルバー人材センターの指定 ㊦の 4 行目に右を追加	⇒ 都道府県知事は、シルバー人材センターが行うこれらの業務に関し、高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であって、労働力の需給の状況、同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して定める基準に適合するものを、指定することができ、当該指定された業種及び職種については、「その能力を活用して行う業務」〔たとえば、週 40 時間までの就業〕についても、行うことができます。				
P495 【民間企業（規模 50 人以上）における実雇用率等】の表に右を追加	<table border="1"> <tr> <td>平成 27 年</td> <td>1.88%</td> <td>47.2%</td> </tr> </table>		平成 27 年	1.88%	47.2%
平成 27 年	1.88%	47.2%			
P495 【民間企業（規模 50 人以上）における実雇用率等】の表の下（§2 の前）に右を追加	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #ff69b4; color: white; text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">青少年の雇用の促進等に関する法律</td> <td style="text-align: center;">★★ B</td> </tr> </table> <p>(1) 目的 (法 1 条)</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>青少年の雇用の促進等に関する法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（「適職」という）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。</p> </div> <p>(2) 事業主等の責務 (法 4 条)</p> <p>事業主は、青少年について、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善、職業の選択に資する情報の提供並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に発揮することができるように努めなければなりません。</p> <p>(3) 求人不受理 (法 11 条)</p> <p>公共職業安定所は、求人者が学校卒業見込者等であることを条件とした求人（「学校卒業見込者等求人」といいます）の申込みをする場合において、その求人者がした労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき（厚生労働省令で定める場合に限り）は、その申込みを受理しないことができます。</p> <p>(4) 基準に適合する事業主の認定 (法 15 条)</p> <p>厚生労働大臣は、事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限り）からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況</p>		6	青少年の雇用の促進等に関する法律	★★ B
6	青少年の雇用の促進等に関する法律	★★ B			

	<p>が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができます。</p> <p>㊦ 認定事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示（認定マーク）を付することができるものとされています。</p>					
P560 (5)技能検定 の前に右を追加	<p>(5) 職務経歴等記録書の普及 (法 15 条の 4)</p> <p>国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする書面（「職務経歴等記録書」といいます）の様式を定め、その普及に努めなければなりません。</p> <p>(6) キャリアコンサルタント (法 30 条の 3)</p> <p>キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とします。</p> <p>㊦ 厚生労働大臣が行うキャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアコンサルタント名簿に、所定の事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができます。</p> <p>(上記(5)(6)の追加により既存の(5)は(7)に変更)</p>					
P561 【労働力人口とは】の記述の下に右を追加	<p>【最新情報の追加】(労働力調査(平成 27 年平均結果))</p> <p>労働力人口は、平成 27 年平均で 6,598 万人となり、前年に比べ 11 万人の増加（3 年連続の増加）となりました。男女別にみると、男性は 3,756 万人と 7 万人の減少、女性は 2,842 万人と 18 万人の増加となりました。</p>					
P561 【労働力人口比率】の記述の下に右を追加	<p>【最新情報の追加】(労働力調査(平成 27 年平均結果))</p> <p>労働力人口比率は、平成 27 年平均で 59.6%となり、前年に比べ 0.2 ポイントの上昇（3 年連続の上昇）となりました。男女別にみると、男性は 70.3%と 0.1 ポイントの低下、女性は 49.6%と 0.4 ポイントの上昇となりました。</p>					
P562 【女性の労働力率】上 9 行目	<table border="1"> <tr> <td>35～39 歳層へ移動しました。</td> <td>35～39 歳層へ移動しましたが、平成 27 年には再び 30～34 歳層へ移動しました。</td> </tr> </table>	35～39 歳層へ移動しました。	35～39 歳層へ移動しましたが、平成 27 年には再び 30～34 歳層へ移動しました。			
35～39 歳層へ移動しました。	35～39 歳層へ移動しましたが、平成 27 年には再び 30～34 歳層へ移動しました。					
P562 【完全失業者とは】の記述の下に右を追加	<p>【最新情報の追加】(労働力調査(平成 27 年平均結果))</p> <p>完全失業者は、平成 27 年平均で 222 万人となり、前年に比べ 14 万人の減少（6 年連続の減少）となりました。</p>					
P562 【完全失業率】の記述の下に右を追加	<p>【最新情報の追加】(労働力調査(平成 27 年平均結果))</p> <p>完全失業率は、平成 27 年平均で 3.4%となり、前年に比べ 0.2 ポイントの低下（5 年連続の低下）となりました。男女別にみると、男性は 3.6%と 0.1 ポイントの低下、女性は 3.1%と 0.3 ポイントの低下となりました。完全失業率の男女差は 0.5 ポイントとなりました。</p> <p>完全失業率を男女、年齢階級別にみると、前年に比べ男性は 15～24 歳、35～44 歳及び 65 歳以上の年齢階級で低下、女性はすべての年齢階級で低下となりました。</p>					
P562 【完全失業率】の表の下に右を追加	<table border="1"> <tr> <td>平成 27 年</td> <td>6,598</td> <td>59.6</td> <td>222</td> <td>3.4</td> </tr> </table>	平成 27 年	6,598	59.6	222	3.4
平成 27 年	6,598	59.6	222	3.4		
P563 【賃金】の記述の下に右を追加	<p>【最新情報の追加】(毎月勤労統計調査(平成 27 年分))</p> <p>平成 27 年の 1 人平均月間現金給与総額は、規模 5 人以上で前年比 0.1%増の 313,801 円となりました。</p> <p>現金給与総額のうち、きまって支給する給与は、0.2%増の 259,244 円となりました。所定内給与は、0.3%増の 239,651 円となりました。所定外給与は 0.4%増の 19,593 円となり、特別に支払われた給与は 0.8%減の 54,557 円となりました。</p>					
P563 【実質賃金とは】の記述の下に右を追加	<p>【最新情報の追加】(毎月勤労統計調査(平成 27 年分))</p> <p>平成 27 年においては、0.9%減となっています。</p>					

<p>P563 【労働時間】 の記述の下に右を追加</p>	<p>【最新情報の追加】(毎月勤労統計調査(平成27年分)) 平成27年の1人平均月間総実労働時間は、規模5人以上で前年比0.3%減の144.5時間となりました。総実労働時間のうち、所定内労働時間は、0.3%減の133.5時間となりました。所定外労働時間は、1.0%減の11.0時間となりました。 月間の時間数を12倍して年換算すると、総実労働時間は1,734時間、所定内労働時間は年1,602時間となりました。 総実労働時間を就業形態別にみると、一般労働者は0.1%増の168.8時間となり、パートタイム労働者は1.0%減の89.0時間となりました。</p>								
<p>P563 【労働時間】 の表の下に右を追加</p>	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:25%;">平成27年</td> <td style="width:25%;">144.5時間</td> <td style="width:25%;">1,734時間</td> <td style="width:25%;">133.5時間</td> <td style="width:25%;">1,602時間</td> </tr> </table>				平成27年	144.5時間	1,734時間	133.5時間	1,602時間
平成27年	144.5時間	1,734時間	133.5時間	1,602時間					
<p>P563 【年次有給休暇の取得状況】 の記述の下に右を追加</p>	<p>【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成27年分)) 平成26年(又は平成25会計年度)1年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数を除きます)は、労働者1人平均18.4日、そのうち労働者が取得した日数は8.8日で、取得率は47.6%となっています。</p>								
<p>P564 【変形労働時間制】 の記述の下に右を追加</p>	<p>【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成27年分)) 変形労働時間制を採用している企業割合は52.8%となっており、これを種類別(複数回答)にみると、「1年単位の変形労働時間制」が30.6%、「1カ月単位の変形労働時間制」が20.3%、「フレックスタイム制」が4.3%となっています。</p>								
<p>P564 【勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況】 の記述の下に右を追加</p>	<p>【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成27年分)) 一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度もしくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は92.9%となっています。これを制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は11.0%、「再雇用制度のみ」の企業割合は71.9%、「両制度併用」の企業割合は10.0%となっています。</p>								
<p>P565 【求人倍率】 の表の下に右を追加</p>	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:33%;">平成27年</td> <td style="width:33%;">1.80</td> <td style="width:33%;">1.20</td> </tr> </table>		平成27年	1.80	1.20				
平成27年	1.80	1.20							
<p>P565 【賃金の改定事情】 の記述の下に右を追加</p>	<p>【最新情報の追加】(賃金引上げ等の実態に関する調査(平成27年分)) 平成27年中に賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」が52.6%と最も多く、「重視した要素はない」を除くと、「労働力の確保・定着」が6.8%、次いで、「親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向」が5.4%となっています。 企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっています。</p>								
<p>P565 【労働組合推定組織率】 上3行目</p>	平成26年		平成27年						
<p>P565 【労働組合推定組織率】 上4行目</p>	17.5%		17.4%						
<p>P565 【労働組合推定組織率】 上8行目の下に右を追加</p>	平成27年におけるパートタイム労働者についての推定組織率は、7.0%となっています。								
<p>P565 【労働組合推定組織率】の表の下に右を追加</p>	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:33%;">平成27年</td> <td style="width:33%;">17.4%</td> </tr> </table>		平成27年	17.4%					
平成27年	17.4%								
健康保険法									
<p>P615 (4)随時改定 【注意】の下の図中</p>	報酬月額が「第49級」と「第50級のうち一定額*以上」との間での変動		報酬月額が「第49級」と「第50級のうち1,415,000円以上」との間での変動						
<p>P615 (4)随時改定 【注意】の下の図の下の※の記述1~3行目</p>	<p>※標準報酬月額のと(中略)と追録等によりお知らせします。 上記の記述を削除</p>								

	区分		食事療養標準負担額	
	P631 【食事療養標準負担額】の表を右に差し替え	一般 (減額対象者以外の被保険者)		1食 460円
原則 平成28年4月1日から 平成30年3月31日までの間		1食 360円		
減額 対象者		下記に該当しない 小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者		1食 260円
		市町村民税 非課税者等	入院日数*90日以下	1食 210円
			入院日数*90日超	1食 160円
低所得者 (特に所得が低い70歳以上の者)		1食 100円		
P635 (2)支給額・支給方法 ㊦【海外療養費】の記述を右に差し替え	<p>海外に滞在している被保険者からの療養費の支給申請は、原則として事業主を経由して行い、事業主が代理受領します〔保険者は国外への送金はいりません〕。支給額の算定に当たっては、支給決定日における外国為替換算率を用いて邦貨換算します。申請書には、次の書類を添付しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●パスポートもしくは航空券その他海外に渡航した事実が確認できる書類の写し ●海外の医療機関等に対して照会を行うことの同意書 ●申請書に添付する書類が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文 			
P689 ㊦審査請求及び再審査請求 ㊦を右に差し替え	<p>(1) 被保険者の資格、標準報酬、保険給付の審査請求は、社会保険審査官を経由し、再審査請求は社会保険審査会を経由して裁判に訴えの提起が行われます。</p> <p>(2) 保険料等の審査請求は、社会保険審査会を経由して裁判に訴えの提起が行われます。</p>			
P689 (1)二審制 項目名を変更	(1)二審制	(1)被保険者の資格等に関する不服申立て		
P689 (1)二審制 条文中㊦の内容を右と差し替え	㊦審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものみなすことができる。			

P689 (1)二審制 ㊦ 上1,2行目	60日以内にしなければなりません。	3月を経過したときは、することができません。
P689 (1)二審制 ㊦ 上3行目	60日以内にしなければなりません。	2月を経過したときは、することができません。
P690 (2)一審制 項目名 を変更	(2)一審制	(2) 保険料等に関する不服申立て
P690 (2)一審制 解説します 上2行目	60日以内にしなければなりません。	3月を経過したときは、することができません。
P690 (4)不服申立てと訴訟との関係 上1行目	(1) 又は (2) に規定する	(1) に規定する
P690 (4)不服申立てと訴訟との関係 上1,2行目	再審査請求又は審査請求に	審査請求に
P690 (4)不服申立てと訴訟との関係 上2行目	社会保険審査会の裁決	社会保険審査官の決定
国民年金法		
P748 ㊦の文章を右に差し替え	調整期間において、物価変動率が1を上回り、名目手取り賃金変動率が1を下回る場合における改定率の改定については、新規裁定者に係るもの、既裁定者に係るもののいずれも、1を基準として改定されます。 ⇒平成28年度においては、名目手取り賃金変動率が0.998、物価変動率が1.008となったことから、1を基準として改定され（つまり、改定なし）、改定率は0.999となりました。	
P764 (1)年金額 表中 1番左	(平成27年度)	(平成28年度)
P764 (1)年金額 表中 1級の欄	(=975,100円)	(=975,125円)
P765 【加算額】表中 上1行目	平成27年度価額	平成28年度価額
P765 出題…14択 上2行目	その年額は1,199,600円（平成27年度価額）である。	その年額は1,199,625円（平成28年度価額）である。
P765 解説します 上2行目	(平成27年度の改定率)	(平成28年度の改定率)
P765 解説します 上4行目	≒975,100円	=975,125円
P765 解説します 上6行目	975,100円	975,125円
P765 解説します 上6行目	1,199,600円	1,199,625円
P784 下表中一番右	平成27年度価額 46,770円 93,540円 140,310円 187,080円 233,850円 280,620円	平成28年度価額 48,780円 97,560円 146,340円 195,120円 243,900円 292,680円

P784 同表右のフキダシ 中 上1~3行目	平成27年度の保険料は1月15,590円で、46,770円は、その3倍に当たります。	平成28年度の保険料は1月16,260円で、48,780円は、その3倍に当たります。
---------------------------	--	--

P791 (1)保険料 表中 平成29年度~の欄を右に 差し替え	<table border="1"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>16,900円</td> <td>0.976</td> <td>16,490円</td> </tr> </table>			平成29年度	16,900円	0.976	16,490円
平成29年度	16,900円	0.976	16,490円				

8	特定事由に係る保険料の納付の特例等	★★ B
---	-------------------	---------

解説 します	この規定は、事後的に事務処理誤り等の事由が明らかになり、それにより国民年金保険料の納付の機会を逸失したと認められる場合等について、年金受給権を得る途を開く観点から、事後的に特例保険料の納付等を可能とする制度を設けたものです。
-------------------	--

(1) 申出

被保険者又は被保険者であった者は、次のいずれかに該当するときは、それぞれ厚生労働大臣にその旨の申出をすることができます。

P804 8 督促・滞納処分等 の上に右を追加

A) 特定事由に係る申出等の特例 (法附則9条の4の7)	
特定事由に係る申出	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定事由により特定手続をすることができなくなったとき ② 特定事由により特定手続を遅滞したとき
B) 特定事由に係る保険料の納付の特例(法附則9条の4の9)	
対象期間を有することの申出	<p>次のいずれかに該当する期間（保険料納付済期間を除きます。「対象期間」といいます）を有するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定事由により保険料（保険料一部免除期間については、保険料免除となった一部の額以外の残余の額とし、付加保険料を除きます）を納付することができなくなったと認められる期間 ② 特定被保険者期間とみなされた期間 ③ 特定一部免除期間とみなされた期間
C) 特定事由に係る付加保険料の納付の特例(法附則9条の4の10)	
付加対象期間を有することの申出	<p>次のいずれかに該当する期間（付加保険料に係る保険料納付済期間を除きます。「付加対象期間」といいます）を有するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定事由により付加保険料を納付することができなくなったと認められる期間 ② 特定付加納付期間とみなされた期間

D) 特定事由に係る保険料の追納の特例(法附則9条の4の11)

追納対象期間を有することの申出

次のいずれかに該当する期間(保険料納付済期間を除きます。「追納対象期間」といいます)を有するとき
 ① 特定事由により追納をすることができなくなったと認められる期間
 ② 特定一部免除期間とみなされた期間
 ③ 特定全額免除期間とみなされた期間

ⓑ この申出をしようとする被保険者又は被保険者であった者は、申出書を日本年金機構に提出しなければなりません。

参考 昭和61年3月31日以前の期間(旧法の期間)についても、これらの申出をすることができます。

【用語の定義】

特定事由	「特定事由」とは、国民年金法その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかったこと又はその処理が著しく不当であることをいいます。
特定手続	「特定手続」とは、次の手続等が該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 付加保険料を納付する者となる旨の申出 ● 保険料の免除の申請及び学生納付特例の申請 ● 任意加入被保険者となる旨の申出
特定被保険者期間	特定事由がなければ被保険者となる期間がある者の当該被保険者期間
特定一部免除期間	特定事由がなければ一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされる期間がある者の当該一部免除期間
特定付加納付期間	特定事由がなければ付加保険料を納付する者となる期間がある者の当該付加保険料を納付する者である期間
特定全額免除期間	特定事由がなければ保険料を納付することを要しないものとされる期間(「全額免除対象期間」といいます)がある者の当該全額免除期間

(2) 厚生労働大臣の承認

厚生労働大臣は、(1)による申出があったときは、その申出を承認します。

ⓑ (1)のA)、B)①、C)①又はD)①に係る申出は、それに理由があると認めるとき、その申出を承認します。

参考 **承認の基準**

厚生労働大臣は、厚生労働省令で、承認の基準を定めるものとされており、当該厚生労働省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければなりません。

⇒ 「承認の基準」は、特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らして不合理でなく、疎明されたと認められることとされています。

(3) 申出が承認された場合の効果

A) 「特定事由に係る申出」が承認された場合

特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば、当該申出のあった日以後、次の①から④の区分に応じてそれぞれの期間として取り扱われます。

- ① 申出をした者が被保険者となる期間があるときは、当該期間は、**特定被保険者期間**とみなされます。
- ② 申出をした者が一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされる期間があるときは、当該期間は、**特定一部免除期間**とみなされます。
- ③ 申出をした者が付加保険料を納付する者となる期間があるときは、当該期間は、**特定付加納付期間**とみなされます。
- ④ 申出をした者が全額免除対象期間があるときは、当該全額免除対象期間は、**特定全額免除期間**とみなされます。

Ⓟ ②と④については、申出をした者がこれを希望しない期間については、特定一部免除期間又は特定全額免除期間とはみなされません。

B) 「対象期間を有することの申出」が承認された場合

承認に係る対象期間の各月につき、当該各月の保険料に相当する額の保険料（**特例保険料**）といたします）を納付することができます。

C) 「付加対象期間を有することの申出」が承認された場合

承認に係る付加対象期間の各月につき、当該各月の付加保険料に相当する額の保険料（**特例付加保険料**）といたします）を納付することができます。

Ⓟ 特例付加保険料の納付は、保険料の納付が行われた月についてのみ行うことができます。

D) 「追納対象期間を有することの申出」が承認された場合

承認に係る追納対象期間の各月の保険料（一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限られます）の全部又は一部につき追納をすることができます。

Ⓟ 特例保険料もしくは特例付加保険料の納付又は追納は、先に経過した月の保険料に係るものから順次に行うものとされ、当該納付が行われたときは、**申出のあった日**に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなされます。

(4) 年金額の改定等

特定事由に係る期間	老齢基礎年金の受給権者が特定事由に係る申出の承認を受けた場合において、全額免除対象期間（学生納付特例期間は除きます）が特定全額免除期間とみなされたときは、 特定事由に係る申出のあった日の属する月の翌月 から年金額を改定します。
特例保険料に係る期間	老齢基礎年金の受給権者が特例保険料の納付を行ったときは、 対象期間を有することの申出のあった日の属する月の翌月 から、年金額を改定します。

特例付加保険料に係る期間	<p>① 老齢基礎年金の受給権者（付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者を除きます）が特例付加保険料の納付を行った場合における付加年金の支給については、付加対象期間を有することの申出をしたときに、付加年金を支給します（受給権が発生します）。</p> <p>② 付加年金の受給権者が特例付加保険料の納付を行ったときは、付加対象期間を有することの申出のあった日の属する月の翌月から、年金額が改定されます。</p>
追納対象期間	老齢基礎年金の受給権者が追納することができるものとされた保険料の納付を行ったときは、追納対象期間を有することの申出のあった日の属する月の翌月から、年金額を改定します。

9	特定付加保険料の納付	★★ B
---	-------------------	---------

(1) 特定付加保険料の納付（平 26 法附則 12 条 1 項）

条文 平成 28 年 4 月 1 日から起算して**3年を経過する日**（以下「特定付加保険料納付期限日」という）までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（付加保険料を納付する者となった期間を有する者であって、付加保険料を納期限までに納付しなかったことにより平成 24 年改正前の規定の適用を受けたものに限る）は、**厚生労働大臣の承認**を受け、その者の第 1 号被保険者としての被保険者期間（政令で定める期間を除く）であって、**付加保険料に係る保険料納付済期間以外の保険料納付済期間**のうち、付加保険料を納期限までに納付しなかったことによる平成 24 年改正前の規定の適用をしなかったとしたならば**付加保険料を納付する者となった期間**（承認の日の属する月前 **10 年以内**の期間に限る。「**特定付加対象期間**」という）の各月につき、当該各月の付加保険料に相当する額の国民年金の保険料（「**特定付加保険料**」という）を納付することができる。

解説
します 平成 24 年改正前の規定（平成 26 年 3 月以前）においては、付加保険料を納期限までに納付をしなかったときは、その納付について辞退の申出をしたものとみなされることになっていました。この扱いにより、過去に、付加保険料を納期限内に納付されず、付加保険料の納付の辞退の申出をしたものとみなされた期間について、過去 10 年分の付加保険料の納付を可能とする時限措置を設けたものです。

次表のとおり、**特定付加保険料**を納付することができます。

納付できる期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日（ 特定付加保険料納付期限日 ）まで
納付できる者	国民年金の被保険者又は被保険者であった者
手続	厚生労働大臣の承認を受けること
納付できる保険料	特定付加対象期間（付加保険料に係る保険料納付済期間以外の保険料納付済期間のうち、付加保険料を納期限までに納付しなかったことにより「納付の辞退の申出をしたものとみなされる」という規定の適用をしなかったとしたならば付加保険料を納付する者となった期間のうち承認の日の属する月前 10 年以内の期間）に係る各月の分
納付額	各月の付加保険料に相当する額

㊦ 特定付加保険料の納付は、先に経過した月の付加保険料に係る特定付加保険料から順次に行うものとされています。

(2) 納付の効果（平 26 法附則 12 条 3 項）

(1)により特定付加保険料の納付が行われたときは、**納付が行われた日**に、納付に係る月の付加保険料が納付されたものとみなされます。

(3) 付加年金の支給等（平 26 法附則 12 条 4 項・5 項）

① 老齢基礎年金の受給権者（付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者を除きます）が特定付加保険料の納付を行った場合における付加年金の支給については、特定付加保険料を納付したときに、付加年金を支給する（受給権が発生する）ものとされています。

② **付加年金の受給権者**が特定付加保険料の納付を行ったときは、**納付が行われた日の属する月の翌月**から、年金額が改定されます。

㊦ 特定受給者が特定付加保険料の納付を行った場合であって、当該納付に係る月数が、特例付加納付済期間の月数に満たないときは、この改定は行われず、平成 31 年 4 月から改定〔減額改定〕が行われます。

(4) 特定受給者の付加年金の特例（平 26 法附則 13 条）

特定受給者が有する**特例付加納付済期間**は、平成 31 年 3 月 31 日までの間、付加保険料に係る保険料納付済期間とみなされます。

特定受給者	特定付加対象期間を有する者 であって、平成 28 年 4 月 1 日において当該 特定付加対象期間が付加保険料に係る保険料納付済期間であるものとして付加年金を受けているもの （付加年金の全部につき支給が停止されている者を含みます）をいいます。
特例付加納付済期間	特定付加対象期間のうち、平成 28 年 4 月 1 日時点において付加保険料に係る保険料納付済期間であるものとされていた 特定付加対象期間 をいいます。

	<p>ⓑ 特定受給者の付加年金については、(3)の規定により改定された場合を除き、特定付加保険料納付期限日の属する月の翌月（平成31年4月）から、年金額が改定されます〔特定付加保険料を納付しないなら、減額改定されます〕。</p> <p>(上記の内容の追加により既存の8を10に変更)</p>	
P809 3 不服申立て 図を右と差し替え		
P809 (1)二審制 項目名 を変更	(1)二審制	(1)被保険者の資格等に関する不服申立て
P809 (1)二審制 条文中②の内容を右と差し替え	<p>ⓐ 再審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したもののみなすことができる。</p>	
P809 (1)二審制 ⓐ 上1,2行目	60日以内にしなければなりません。	3月を経過したときは、することができません。
P809 (1)二審制 ⓐ 上3行目	60日以内にしなければなりません。	2月を経過したときは、することができません。
P810 (2)一審制 項目名 を変更	(2)一審制（脱退一時金に関する不服申立て）	(2)脱退一時金に関する不服申立て
P810 (6)不服申立てと訴訟との関係の解説を右に差し替え	<p>(1)に規定する処分（被保険者の資格に関する処分又は給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除きます）に限ります）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができません。</p> <p>ⓑ脱退一時金に関する処分の取消しの訴えは、社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができません。</p>	
P812 (4)資料の提供等 上2行目	氏名及び住所、資格の取得	氏名及び住所、 個人番号 、資格の取得
厚生年金保険法		
P859 (2)充たによる調整 ⓐ中	遺族厚生年金に限られます	同一実施機関が支給する 遺族厚生年金に限られます
P868 (2)加給年金額 表中 上1行目	平成27年度価額	平成 28 年度価額

P868 (3)特別加算 表中 1行目	平成 27 年度価額	平成 28 年度価額
P883 (2)定額部分の年金 額 表中 改定率の欄	0.999 (平成 27 年度)	0.999 (平成 28 年度)
P887 (3)支給停止調整開 始額と支給停止調整変更 額 表中	平成 27 年度の額	平成 28 年度の額
P905 【最低保障額】 計算式中 上 1 行目	(平成 27 年度価額)	(平成 28 年度価額)
P911 上 8 行目 ②加算 額 計算式中	平成 27 年度価額	平成 28 年度価額
P944 ③不服申立て 図を右に差し替え		
P944 (1)二審制 項目名 を変更	(1)二審制	(1)被保険者の資格等に関する不服申立て
P944 (1)二審制 条文中②の内容を右と差し替え	② ①による再審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。	
P944 (1)二審制 ㊦ 上 1,2 行目	60 日以内にしなければなりません。	3月を経過したときは、することができません。
P944 (1)二審制 ㊦ 上 3 行目	60 日以内にしなければなりません。	2月を経過したときは、することができません。
P945 (2)一審制 項目名 を変更	(2)一審制	(2)保険料等に関する不服申立て
P945 (2)一審制 解説します 上 1,2 行目	60 日以内にしなければなりません。	3月を経過したときは、することができません。
P945 (6)不服申立てと訴訟との関係 上 1 行目	(1) 及び (2) に規定する	(1) に規定する

P945 (6)不服申立てと訴訟との関係 上 1,2 行目	再審査請求又は審査請求に	審査請求に
P945 (6)不服申立てと訴訟との関係 上 2 行目	社会保険審査会の裁決	社会保険審査官の決定
P945 (6)の記述の下に右を追加	㊦脱退一時金に関する処分の取消しの訴えは、社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができません(法附則 29 条 8 項、令 13 条)。	
P947 (5)資料の提供 ㊤ 上 4 行目	氏名及び住所、資格の取得	氏名及び住所、 個人番号 、資格の取得
社会保険に関する一般常識		
P957 【加入者数・受給者数の推移】参考資料の表記	(平成 25 年度)	(平成 26 年度)
P957 【加入者数・受給者数の推移】 上 1 行目	平成 26 年 3 月末現在	平成 27 年 3 月末現在
P957 【加入者数・受給者数の推移】 上 1 行目	6,718 万人	6,713 万人
P957 【加入者数・受給者数の推移】 上 2 行目	6,800 万人	6,988 万人
P957 【加入者数・受給者数の推移】 上 2 行目	52.8 兆円	53.4 兆円
P957 【加入者数・受給者数の推移】 上 2,3 行目	公的年金制度の加入者数と年金総額は対前年比で減少しているのに対し、受給者数は増加傾向にあります。	公的年金制度の 加入者数 は対前年比で減少しているのに対し、 受給者数及び年金総額 は増加傾向にあります。
P974 (1)審査請求 上 4 行目	60 日以内	3月 以内
P985 ㊠後期高齢者交付金 上 4 行目	(平成 26 年度、27 年度は 100 分の 10.73 です)	(平成 28 年度、 29 年度は 100 分の 10.99 です)
P1008 (1)審査請求 上 6 行目	60 日以内	3月 以内
P1029 (2)合格の取消し等 参考 上 4 行目	厚生労働大臣に対して行政不服審査法による審査請求	厚生労働大臣に対して 審査請求
P1031 (3)社会保険労務士の登録の取消し等 参考中 1,2 行目	厚生労働大臣に対して行政不服審査法による審査請求	厚生労働大臣に対して 審査請求
P1056 (1)社会保険審査官 出題中 2 行目	102 人とする	103 人とする
P1056 (2)審査請求 上 6,7 行目	60 日以内に行わなければなりません。	3月を経過したときは、することができません。
P1058 (4)再審査請求等 表中 期限の欄	60 日以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">2月以内</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3月以内</div>

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P36 下3行目	労働者が使用者に対して	使用者が労働者 に対して
P557 (2)事業主等の責務 上2行目	始業及び終業の	労働者の 始業及び終業の
P628 療用の給付に含ま れない療養 表中 患者申出療養の内容の欄 上2行目	評価療養の	療養の給付の
P634 上3行目	薬事法	医薬品医療機器等法
P863 一つ目の参考 1行目	平均標準報酬額	平均標準報酬 月 額
P876 (3)総報酬月額相当 額と基本月額 表中 総報酬月額相当額の欄 下2行目	公共団体の議員	公共団体の 議会 の議員
P945 (3)共済各法の審査 会への審査請求 表中 左欄	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">第2号厚生年金被保険者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">第3号厚生年金被保険者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第4号厚生年金被保険者</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">国家公務員共済組合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">国家公務員共済組合連合会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">地方公務員共済組合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">全国市町村職員共済組合連合会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">地方公務員共済組合連合会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">日本私立学校振興・共済事業団</div>